

金融円滑化管理方針の概要

○ 当組合は、公共的使命を全うするため、地域社会・地域経済の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取り組んでおります。

その取組みに際しては、金融円滑化、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び組合の経営理念・経営方針に則った、金融円滑化管理方針を定め、以下の管理態勢で全役職員が対応しております。

1. 理事、経営会議の役割・責任
 - ①態勢の整備・確立
 - ②方針及び規程の策定 等
2. 金融円滑化管理責任者の役割・責任
 - ①進捗管理等の全般の統括 等
3. 金融円滑化管理統括部（融資部）の役割・責任
 - ①情報の集約及び問題点の把握・検証
 - ②進捗状況等の統括管理
 - ③申込み・相談・苦情への速やかな対応 等
4. 金融円滑化管理担当者の役割・責任
 - ①進捗状況等の管理
 - ②関係部店との連携
 - ③研修計画の策定・実施 等
5. 金融円滑化に関する相談等窓口の設置
 - ①内容の記録・報告 等
6. 中小企業等金融円滑化に関する開示及び当局への報告
7. 金融円滑化管理の実施
 - ①他の金融機関等との緊密な連携
 - ②取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援
 - ③申込み・相談の対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明 等

貸付けの条件の変更等の申込みに対する方針

- I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付けの条件の変更等申込み・相談に対する対応について
- II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付けの条件の変更等の申込み・相談に対する対応について
- III. 貸付の条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について
- IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について
- V. お客様への説明態勢の充実について
- VI. 貸付けの条件の変更等の実施状況の公表について

注記. 金融円滑化法に基づく法定報告は平成25年9月末の開示報告をもちまして終了させていただきます。尚、今後につきましては「貸出条件の変更等の状況」により半期毎に開示・報告させていただきます。

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

淡陽信用組合

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、金融円滑化管理統括部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 金融円滑化管理統括部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 金融円滑化管理統括部において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点については、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

VI. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化に関する、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

以 上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための 臨時措置に関する法律第8条第1項の報告

府令・省令別紙様式第2号中の別表1、別表2、別表3及び別表4に係る報告

金融機関名	淡陽信用組合
金融機関コード	2616
業態	信用組合
地域	近畿

記載上の注意

・この様式は、24年9月期以降の報告から使用します。24年3月期以前の報告については、従前の報告様式をお使いください。

・金融機関名は、「〇〇銀行」、「××信用組合」のように記入（「××信組」のように省略せず）。また、「株式会社」、「(株)」などは記入しないでください。

・業態名は、「主要行等」、「地域銀行」、「その他の銀行」、「信用金庫」、「信用組合」、「労働金庫」、「信農連・信漁連」、「農協・漁協」のいずれかを選択。「その他の銀行」は、主要行等及び地域銀行以外の信託銀行や新たな形態の銀行をいう。

また、信金中央金庫は「信用金庫」、全国信用協同組合連合会は「信用組合」、労働金庫連合会は「労働金庫」、農林中央金庫は「信農連・信漁連」を選択。

・地域名は、所管の財務(支)局名を選択。ただし沖縄総合事務局が所管する金融機関については「沖縄」を、主要行等については「主要行等」を、その他の銀行については「その他の銀行」を選択。

また、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫については「中央機関」を選択。

・数字はすべて半角、カタカナは全角で記入。実績がない場合は、空欄にせず、「0」を記入。

・自動集計の関係上、シートの名前は変更しないでください。また、リンク等は使用しないでください。

・ファイルの名前は、「時点_金融機関コード_〇〇銀行_法定報告」のように変更してください。例えば、平成24年9月期の報告であれば、「2409_0001_〇〇銀行_法定報告」となります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

金融機関名 **東陽信用組合**

金融機関コード **2616**

業態 **信用組合**

地域 **近畿**

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,188	6,177	11,163	14,151	17,893	22,218	27,815	31,774	37,534	41,787	47,500	51,585	56,450	59,939	59,939	59,939
うち、実行に係る貸付債権の額	1,811	5,517	10,372	13,610	17,359	21,770	26,408	31,077	36,845	41,010	46,371	50,059	55,586	58,833	59,282	59,282
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	24	176	195	199	234	238	316	347	375	375	375	379	392	392	392
うち、審査中の貸付債権の額	366	590	536	267	252	121	1,069	271	206	209	548	896	250	449	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	9	45	76	76	82	90	97	109	135	193	206	235	235	265	265	265

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

金融機関名 **近陽信用組合**

金融機関コード **2616**

業態 **信用組合**

地域 **近畿**

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	147	571	929	1,225	1,571	1,948	2,301	2,661	3,044	3,398	3,769	4,096	4,475	4,802	4,802	4,802
うち、実行に係る貸付債権の数	107	505	853	1,154	1,491	1,876	2,206	2,558	2,941	3,299	3,649	3,977	4,351	4,683	4,707	4,707
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	14	18	20	25	27	32	38	41	41	41	43	44	44	44
うち、審査中の貸付債権の数	39	62	41	32	36	20	38	37	26	17	34	30	33	24	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	13	21	21	24	27	30	34	39	41	45	48	48	51	51	51

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名 **炎陽信用組合**
 金融機関コード **2616**
 業態 **信用組合**
 地域 **近畿**

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	49	260	383	502	570	731	795	854	920	1,056	1,182	1,256	1,329	1,426	1,426	1,426
うち、実行に係る貸付債権の額	25	197	313	461	521	683	737	789	847	1,000	1,107	1,204	1,267	1,375	1,375	1,375
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
うち、審査中の貸付債権の額	23	59	28	0	0	0	10	17	25	8	26	0	11	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	3	29	29	36	36	36	36	36	36	36	40	40	40	40	40

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名

金融機関コード

業態

地域

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	5	27	38	44	50	63	70	75	83	97	110	118	126	137	137	137
うち、実行に係る貸付債権の数	3	21	29	40	45	58	63	69	77	91	104	112	119	131	131	131
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	2	5	3	0	0	0	2	1	1	1	1	0	1	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	3	3	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5

貸付条件の変更等の状況＜半期報告＞

金融機関名	淡陽信用組合
金融機関コード	2616
業態	信用組合
地域	近畿

記載上の注意

- ・金融機関名は、「〇〇銀行」、「××信用組合」のように記入（「××信組」のように省略せず）。また、「株式会社」、「(株)」などは記入しないでください。
- ・業態名は、「主要行等」、「地域銀行」、「その他の銀行」、「信用金庫」、「信用組合」、「労働金庫」、「信農連・信漁連」、「農協・漁協」のいずれかを選択。「その他の銀行」は、主要行等及び地域銀行以外の信託銀行や新たな形態の銀行をいう。
また、信金中央金庫は「信用金庫」、全国信用協同組合連合会は「信用組合」、労働金庫連合会は「労働金庫」、農林中央金庫は「信農連・信漁連」を選択。
- ・地域名は、所管の財務(支)局名を選択。ただし沖縄総合事務局が所管する金融機関については「沖縄」を、主要行等については「主要行等」を、その他の銀行については「その他の銀行」を選択。
また、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫については「中央機関」を選択。
- ・数字はすべて半角、カタカナは全角で記入。実績がない場合は、空欄にせず、「0」を記入。
- ・自動集計の関係上、シートの名前は変更しないでください。また、リンク等は使用しないでください。
- ・ファイルの名前は、「時点_金融機関コード_〇〇銀行_半期報告」のように変更してください。例えば、平成25年9月末時点の計数の報告であれば、「2509_0001_〇〇銀行_半期報告」となります。

(別紙5)

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額
〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名
金融機関コード
業態
地域

(単位:百万円)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額	66,300	70,195											
うち、実行に係る貸付債権の金額	65,336	69,189											
うち、謝絶に係る貸付債権の金額	392	498											
うち、審査中の貸付債権の金額	305	240											
うち、取下げに係る貸付債権の金額	268	268											

(別紙7)

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融機関名
金融機関コード
業態
地域

(単位:百万円)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額	1,512	1,583											
うち、実行に係る貸付債権の金額	1,454	1,525											
うち、謝絶に係る貸付債権の金額	11	11											
うち、審査中の貸付債権の金額	0	0											
うち、取下げに係る貸付債権の金額	46	46											

1 1